

労災レセ電を行うにあたっての注意事項について

労災レセプトをレセ電により請求を行われる場合の注意事項をご案内致します。

1. 対象医療機関について

システム管理マスタ「4001 労災自賠医療機関情報」で労災指定医療機関が「1 指定あり」と設定されたている場合、レセ電データによる提出が可能です。

2. 提出可能な対象の診療について

短期給付、および、傷病年金についてのレセ電データ作成が可能です。

3. 処置の合成コードについて

処置を四肢加算の倍率が異なる部位に対して2ヶ所以上を同時に算定し、時間外加算等も同時に算定した場合、一部の組合せで端数処理の関係により点数が誤って計算されてしまうことがあるため「合成コード」が設けられています。

【合成コードの例】

「101410110：創傷処置（2（なし）、3（1.5倍））」（183点）の内容

創傷処置 2（四肢加算なし） 55 点	+	創傷処置 3（四肢加算 1.5 倍） 128 点
------------------------	---	-----------------------------

4. 傷病の経過欄について

労災のレセプト（短期・傷病・アフター・公務災害）の「傷病の経過」欄には「24 会計照会」画面の「Shift+F4 コメント」または「22 病名」画面の「Shift+F5 コメント」画面にて、症状詳記区分を「AA 労災レセプト「傷病の経過」」として入力します。

「傷病の経過」が50文字を超える場合は、症状詳記区分の「AA 労災レセプト「傷病の経過」」に「症状詳記に記載」と入力し、症状詳記区分を「07 その他（1）」とし、傷病の経過を入力します。

5. 「09593xxxx」で始まるコードの入力について

労災レセプトで金額記載項目「80 その他」欄に集計する文書料等で、診療行為コードが提供されていないものは「09593xxxx」で始まるコードを作成し請求されていると思いますが、該当の診療行為コードはレセ電として請求できないため、「09593xxxx」で始まるコードを入力した患者様は紙請求となります。

6. 入院室料加算について

入院室料加算は診療行為コードが提供されていますが、医療機関様において異なる室料の届出を行われている場合は、下記のルールにより診療行為コードを作成し、入力を行います。

項目名	診療行為コード体系
入院室料加算（個室・甲地）	0959401XX
入院室料加算（個室・乙地）	0959402 XX
入院室料加算（2人部屋・甲地）	0959403 XX
入院室料加算（2人部屋・乙地）	0959404 XX
入院室料加算（3人部屋・甲地）	0959407 XX
入院室料加算（3人部屋・乙地）	0959408 XX
入院室料加算（4人部屋・甲地）	0959409 XX
入院室料加算（4人部屋・乙地）	0959410 XX
入院室料加算（個室・甲地）差額請求	0959421 XX
入院室料加算（2人部屋・甲地）差額請求	0959422 XX
入院室料加算（3人部屋・甲地）差額請求	0959423 XX
入院室料加算（4人部屋・甲地）差額請求	0959424 XX

※「XX」は「01」から「99」まで任意の数字を割り当ててください。

※「H28.4.1」以降の適用開始で作成してください。

以上